

清掃活動を実施される自治会・町内会・ボランティア団体の皆様へ

## 自治会等一斉清掃で発生するごみ分別のお願い

自治会等一斉清掃で発生した草や揚げ土は、一度で大量に発生することから、通常の燃やすごみや埋立ごみとは別に処理しています。特に埋立ごみや揚げ土は、**県外の施設へ処分をお願いしています。**そのため、**適正に分別されていないごみは、処分ができません。**

分別、排出等のルールが守られない場合、処分先での受入を断られて処理ができなくなり、他の自治会等の方々の迷惑となることから、回収をお断りする場合がありますので、ご参加の方々に周知願います。

ごみの分別にご理解とご協力をお願いします。

### ◎「自治会等一斉清掃に係る揚土および草の回収事業」で回収できるもの

ごみの種類	排出方法	注意事項
揚げ土、ヘドロ	土のう袋に詰める	事前に通知した日程で、申請いただいた地点で収集します。 また、多量（ごみ集積所1か所あたり概ね5袋以上）の土・草は、通常のごみ収集日に集積所へ出されても回収できません。
草、水草 （太さ5センチ、長さ60センチまでの枝を含む）	草回収袋（透明ポリ袋）に詰める	

### ×「自治会等一斉清掃に係る揚土および草の回収事業」で回収できないもの

ごみの種類	分別	注意事項
ポイ捨てされたびん、缶、雑貨類、がれきなど	埋立ごみ	上記の揚げ土、草とは同時に回収できません。（自主搬入の場合も同様です。）
ポイ捨てされた紙類、容器包装プラスチック、ペットボトル	燃やすごみ	
18リットルポリタンクより大きなごみ（樹木、竹を含む）	粗大ごみ	

詳しくは清掃センターまでお問い合わせください。

彦根市清掃センター 〒522-0055 彦根市野瀬町 279-1 TEL 22-2734 FAX 24-7787